

平成27年4月20日

各位

いちごグループホールディングス株式会社
 代表者 代表執行役会長 スコット キャロン
 (コード番号 2337 東証 JASDAQ)
 問合せ先 上席執行役管理本部長 吉松 健行
 (電話番号 03-3502-4818)
www.ichigo-holdings.co.jp

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2015年5月24日開催予定の当社定時株主総会に定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 国内外における「いちご」ブランドの訴求を目的として、当社の呼称を「いちご」とすることに合わせ、商号の英文表示を「Ichigo Inc.」に変更するものです。
(変更案第1条および新設案第44条)
- (2) いちごグループの今後の事業展開に備え、事業目的を追加するものです。(変更案第2条)
- (3) 持続的成長の実現に向けた今後のM&Aやその他の戦略的業務・資本提携等を見据え、経営の機動性・柔軟性を確保するために、一定の株式発行授権枠を保持するものです。(変更案第6条)
- (4) 執行役の役職体系の見直しを可能にするものです。(変更案第32条)

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(商号)	(商号)
第1条 当社は、いちごグループホールディングス株式会社と称し、英文の表記を <u>Ichigo Group Holdings Co.,Ltd.</u> と表示する	第1条 当社は、いちごグループホールディングス株式会社と称し、英文の表記を <u>Ichigo Inc.</u> と表示する
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とし、 <u>一期一会の理念のもと、全てのステークホルダーの皆様の豊かな未来のために、「安心」を創造し、「誠実」に経営する。</u>
(1)~(12) (条文省略)	(1)~(12) (現行どおり)
(新設)	<u>(13) 商業施設、宿泊施設、娯楽施設、飲食店、駐車場、スポーツ施設、福祉施設、医療施設、熱供給施設等の所有、管理、運営及び賃貸借</u>
(新設)	<u>(14) 不動産特定共同事業法に基づく事業</u>
(新設)	<u>(15) 特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社)及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理</u>
(新設)	<u>(16) 自然エネルギー等による発電事業及びその管理、運営並びに電気の供給、販売等に関する事業</u>
<u>(13)~(15)</u> (条文省略)	<u>(17)~(19)</u> (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第3条～第5条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行する株式の総数は、<u>550,000,000</u>株とする。</p> <p>第6条の2～第31条 (条文省略)</p> <p>(代表執行役及び役付執行役)</p> <p>第32条 取締役会は、その決議によって、執行役の中から1名以上の代表執行役を選定する。</p> <p>2 代表執行役は、各自当社を代表する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、執行役の中から、<u>執行役社長1名を選定するものとし、また、必要に応じて、執行役会長1名並びに執行役副社長、専務執行役、常務執行役及び上席執行役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第33条～第43条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第3条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行する株式の総数は、<u>1,500,000,000</u>株とする。</p> <p>第6条の2～第31条 (現行どおり)</p> <p>(代表執行役及び役付執行役)</p> <p>第32条 取締役会は、その決議によって、執行役の中から1名以上の代表執行役を選定する。</p> <p>2 代表執行役は、各自当社を代表する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、執行役の中から、<u>執行役会長、執行役副会長、執行役社長、執行役副社長、専務執行役、常務執行役及び上席執行役その他の役付執行役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第33条～第43条 (現行どおり)</p> <p><u>(効力発生日)</u></p> <p><u>第44条 第1条の変更は、2015年8月1日にその効力を生じるものとする。なお、本条は、上記の効力発生をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日程

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2015年4月20日(本日) |
| (2) 定時株主総会決議日 | 2015年5月24日(予定) |
| (3) 効力発生日(商号以外) | 2015年5月24日(予定) |
| (4) 効力発生日(商号) | 2015年8月1日(予定) |

以 上